

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年2月14日(2022.2.14)

【公開番号】特開2021-163192(P2021-163192A)

【公開日】令和3年10月11日(2021.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-049

【出願番号】特願2020-63919(P2020-63919)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

10

B 32 B 27/36 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 6 6 0

B 32 B 27/36

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月3日(2022.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

仮支持体と前記仮支持体に支持された感光性樹脂層とを有する感光性転写材料を、前記仮支持体の感光性樹脂層を有する側の最外層を基板に接触させてラミネートする工程と、前記感光性樹脂層をパターン露光する工程と、露光された上記感光性樹脂層を現像して樹脂パターンを形成する工程と、をこの順に含み、

前記仮支持体は、基材層と前記基材層の少なくとも前記感光性樹脂層側とは反対側の面に粒子を含有する粒子含有層とを有し、ヘイズ値が0.5%未満であり、かつ、前記粒子含有層とアクリロニトリルブタジエンゴムとの間の動摩擦係数が0.7以下である、樹脂パターンの製造方法。

【請求項2】

前記仮支持体が有する前記基材層が、ポリエチルフィルム層である、請求項1に記載の樹脂パターンの製造方法。

【請求項3】

前記仮支持体が有する前記基材層が、二軸配向ポリエチルフィルム層である、請求項2に記載の樹脂パターンの製造方法。

【請求項4】

前記仮支持体の厚みが30μm以下である、請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の樹脂パターンの製造方法。

【請求項5】

前記仮支持体の厚みが10μm以上である、請求項1～請求項4のいずれか1項に記載の樹脂パターンの製造方法。

【請求項6】

前記粒子含有層の表面粗さRpが0.1μm～0.5μmである、請求項1～請求項5のいずれか1項に記載の樹脂パターンの製造方法。

【請求項7】

前記動摩擦係数が0.2以上である、請求項1～請求項6のいずれか1項に記載の樹脂パターンの製造方法。

50

【請求項 8】

前記粒子含有層がワックスを含有する、請求項 1 ~ 請求項 7 のいずれか 1 項に記載の樹脂パターンの製造方法。

【請求項 9】

前記粒子含有層が平均粒子径の異なる前記粒子を含有する、請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか 1 項に記載の樹脂パターンの製造方法。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 請求項 9 のいずれか 1 項に記載の樹脂パターンの製造方法を用いて、導電層上に樹脂パターンを形成する工程と、
得られた樹脂パターンをマスクとして前記導電層にエッチングを行い、導電パターンを形成する工程と、を有する、導電パターンの製造方法。
10

【請求項 11】

ポリエステルフィルム層と、前記ポリエステルフィルム層の少なくとも一方の面に粒子を含有する粒子含有層と、を有し、ヘイズが 0 . 5 % 未満であり、かつ、前記粒子含有層とアクリロニトリルブタジエンゴムとの間の動摩擦係数が 0 . 7 以下である、積層ポリエス
テルフィルム。

【請求項 12】

感光性転写材料が有する仮支持体として用いる、請求項 1 1 に記載の積層ポリエス
テルフィルム。

【請求項 13】

仮支持体と前記仮支持体に支持された感光性樹脂層とを有し、前記仮支持体が、請求項 1
1 又は請求項 1 2 に記載の積層ポリエス
テルフィルムである、感光性転写材料。
20

30

30

40

50